

【手数料を納付書で支払う場合】

申請した内容に変更があったときの届出

1 届出が必要な場合

法人の名称、法人又は個人事業主の代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、主任電気工事士の氏名及び資格などに変更があったときは、鳥取県知事への届出が必要です。

※相続等に伴う個人事業主の代表者の交代や法人化の場合は、ここに示す「変更届」ではなく、「承継届」が必要です。（「承継」の項目をご参照ください。）

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録事項等変更届出書	1	※押印は不要です。
鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え (登録証の記載事項の変更の場合)		※右端の「納税証明書<納付済証>」の部分申請書の裏面に貼り付けてください。 (詳細は下記3及び4を参照)
添付書類(変更内容を証明する書類)	1	○法人の名称の変更 登記事項証明書(法人登記簿謄本) ○個人事業主である代表者の氏名の変更 (結婚等による改姓など) 変更後の氏名が記載された住民票や戸籍抄本など ○法人の代表者の変更 変更後の代表者による誓約書(※) 登記事項証明書(法人登記簿謄本) ○事業所の所在地の変更 法人: 登記事項証明書(法人登記簿謄本) 個人: 新所在地の周辺地図(様式不問) ○電気工事の工種の変更 備付器具調書(※) ※主任電気工事士が第二種電気工事士である事業者が自家用電気工作物を追加する場合は、主任電気工事士を第一種電気工事士又は認定電気工事従事者に変更する必要があります。(この変更に係る届出も同時に必要となります。) ○主任電気工事士の氏名及び資格の変更 変更後の主任電気工事士による誓約書(※) 主任電気工事士の雇用証明書(※) (主任電気工事士が代表者の場合は不要) 主任電気工事士実務経験証明書(※) (主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ)

		<p>電気工事士免状の写し（※） （第一種電気工事士の場合は受講履歴欄も貼付）・ ○支店となる営業所の開設又は閉鎖 開設の場合は設置する主任電気工事士（他支店との 兼務不可）に関する書類を添付（県外開設は要相談）</p>
--	--	---

【注1】※印のある添付書類の様式は、「新規登録」の項目で示していますので、ご参照ください。

【注2】県外に営業所を新設する場合は、登録する行政庁が鳥取県から国に変更となり、国に新規の登録申請をした後、鳥取県に「登録行政庁変更届」の提出が必要となりますので、手続前にご相談ください。

3 手数料

変更の内容	手数料
<p><登録証の記載事項の変更> 法人の名称、個人事業主である代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の種類を変更しようとするとき</p>	2,200円
<p><上記以外の変更> 法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格を変更しようとするとき</p>	無料

4 手数料の支払方法

鳥取県が発行する納付書で納付してください。

○納付書の入手に当たっては、下記の設置場所にて納付書を手入手するか又は県からの郵送を希望する場合は、県ホームページ「電気工事業の申請・届出」からダウンロードした「納付書送付依頼書」に所定事項を御記入の上、県消防防災課にファクシミリ又はメール送信ください。（折り返し郵送します。）

【納付書の設置場所】

（1）鳥取県電気工事業工業組合各支部

- ・鳥取支部：鳥取市田島648 タナカビル1階（電話 0857-26-1569）
- ・倉吉支部：倉吉市駄経寺町二丁目60-4（電話 0858-23-1436）
- ・米子支部：米子市旗ヶ崎2120（電話 0859-22-7014）

（2）鳥取県危機管理部消防防災課

鳥取市東町一丁目271 鳥取県第二庁舎3階（電話 0857-26-7063）

○県ホームページ「電気工事業の申請・届出」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払ってください。

○支払後の納付書の控えのうち、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取って申請書の裏面に貼り付けてください。

<注意事項>

- ・その年度に発行された納付書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用ください。

- ・令和3年9月30日を以て鳥取県収入証紙の販売は終了させていただきました。
- ・お手元に残った県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

(アドレス) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

(電話) 0857-26-7437

5 提出期限

届出事項に変更があった後、30日以内に提出してください。

6 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご確認ください。)

鳥取県危機管理部消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

様式第11（第7条）

○登録証の記載事項（個人事業主の氏名、法人の名称、住所、電気工事の種類）の変更

変更届用の納付書で手数料（2,200円）を支払い後、控えの右端（「納税証明書<納付済証>」）を裏面に貼り付けてください。

○上記以外（法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格）の変更

手数料は無料です。

×整理番号

×受理年月日

年 月 日

登録事項等変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業者の登録事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

2 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由